

6. 調 整 額

(1) 教職調整額

1960年代に全国的に起こった教員の超勤訴訟に対し、超勤に対する手当を支給すべきという判決も出る中で、文部省（当時）は、「教員には、超過勤務手当制度を適用しない」という姿勢に固執しました。文部省と人事院の調整を経て、1971年5月、「給特法（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）」が成立しました。給特法によって、教育職員には「教職調整額」を支給することで、超勤手当の支給を義務づける労基法第37条の適用を除外すると定められました。教職調整額は、基本給の4％とされましたが、その根拠は文部省調査による当時の教育職員の月平均超勤時間8時間を元にしたものです。（※給特法についてはP51参照）

$$(\text{教職調整額}) = (\text{給料月額}) \times 4\%$$

(2) 調整額

職務の複雑さ、特殊性、困難性、勤務の強度、勤務時間等に応じて、給料月額が調整されます。その際適用の対象となるのは、もう、ろう、特別支援学校、爽風館高校（通級による指導が主であること）に勤務する教育職員です。

$$(\text{調整額}) = (\text{調整基本額}) \times (\text{調整数})$$

職 種	職 名	調整数
教育職	教諭、養護教諭、講師、実習教諭等、主任寄宿舎教師等	1

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円 ただし、 1号給7,200円、 2号給7,267円、 3号給7,335円、 4号給7,402円、 5号給7,474円、 6号給7,560円、 7号給7,641円、 8号給7,722円、 9号給7,798円、 10号給7,893円、 11号給7,983円、 12号給8,073円、 13号給8,158円、 14号給8,257円、 15号給8,356円、 16号給8,455円、 17号給8,554円、 18号給8,671円、 19号給8,784円、 20号給8,896円
2 級	11,100円 ただし、 1号給9,180円、 2号給9,256円、 3号給9,328円、 4号給9,405円、 5号給9,486円、 6号給9,558円、 7号給9,634円、 8号給9,706円、 9号給9,787円、 10号給9,873円、 11号給9,958円、 12号給10,044円、 13号給10,111円、 14号給10,201円、 15号給10,291円、 16号給10,381円、 17号給10,462円、 18号給10,584円、 19号給10,705円、 20号給10,827円、 21号給10,944円
特2 級	11,500円
3 級	11,900円 (条例別表第六イの備考（二）に定める職員にあっては、12,200円)
4 級	13,100円

(3) 海事職調整額

海洋科学高校大型実習船（翔洋丸）乗務員には海事職調整額が適用されますが、海事職の調整数は1のため、調整基本額がそのまま調整額となります。

職 種	職 名	調整数
海事職	船長、航海士、甲板長、甲板員、機関長、機関士 操機長、機関員、通信長、司厨員	1

(2019.4.1適用)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	7,000円
3 級	8,600円
4 級	10,600円
5 級	12,200円
6 級	12,800円

7. 臨時的任用職員・会計年度任用職員の賃金(2020.4.1～)

(1) 臨時的任用職員の賃金

- ・「職員の給与に関する条例」に基づいて支給する。
- ・職務の級は1級とする。
- ・給与号給の上限は設けない。ただし60歳を超える職員の給料号給は、再任用職員との均衡を考慮して調整する。
- ・前歴については、正規職員と同様の基準により決定する。ただし、55歳を超える期間に係る経験年数は、正規職員との均衡を考慮して算入しない。
- ・諸手当については、正規職員と同様の基準により支給する。
- ・赴任旅費については、正規職員に準ずる。

(2) 会計年度任用職員の賃金

- ・付加報酬分は廃止するが、期末手当を任期が6月未満の者及び月の勤務時間が65時間以下の者を除き支給する。
- ・通勤費用弁償及び公務旅行に係る費用弁償を支給する。
- ・期末手当が支給されない非常勤講師等の報酬については、付加報酬分を考慮して単価を設定する。

職 種 名	報酬単価		1日あたりの勤務時間	勤務日数	期末手当有無
高等学校に勤務する非常勤講師	1時間あたり	2,945円	—	—	×